



## 「第6期徳島県廃棄物処理計画（素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用による減量化をはじめ、適正処理を図るための具体的な計画として「廃棄物処理計画」を策定しています。

現在の「第5期計画」は令和7年度が最終年度となるため、新たに「第6期計画」の策定を進めており、このたび、計画（素案）を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課まで  
※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課まで

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

※受付時間について（土・日・祝日・年末年始を除く）

【令和7年12月26日（金）まで】

午前8時30分から午後6時15分まで

【令和8年1月5日（月）から】

午前9時00分から午後5時00分まで

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 環境指導課 ゴミゼロ推進担当

電話：088-621-2333 FAX：088-621-2846

メールアドレス：kankyoushidouka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行

（パブリックコメント）



## Q1 「第6期徳島県廃棄物処理計画」ってどんな計画？

「徳島県廃棄物処理計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、環境大臣が定めた基本方針に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化をはじめ、適正処理を図るための具体的な計画です。

徳島県では、平成14年3月に「第1期計画」を策定して以来、廃棄物の減量や適正処理に関する目標値を掲げ、各種施策に取り組んできました。

現在の「第5期計画」は、令和7年度までの計画であることから、目標値の達成状況や関連施策を点検評価し、新たな目標値の設定や重点施策の見直しを行うなど、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした、新たな「第6期計画」の策定を進めているところです。



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「第6期徳島県廃棄物処理計画（素案）」では、廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）や適正処理、循環型社会構築に向けた目標や各種施策を取りまとめています。これらの事項について、具体的なご意見をお寄せください。

（⇒「第6期徳島県廃棄物処理計画（素案）」については、別添資料を参照してください。）



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。